

さっぽろ市民カレッジ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さっぽろ市民カレッジの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市民の多様で専門的な学習ニーズに対応し、自発的な学習を支援することを通じて、自己充実及び生きがいづくりを促進するとともに、まちづくりの担い手育成及びまちづくりの促進を目的に、さっぽろ市民カレッジ（以下「カレッジ」という。）を開設する。

(体系)

第3条 カレッジは、大学・専修学校等の高等教育機関、民間教育事業者等と連携して、総合的で継続的な学習機会を提供するとともに、学習の成果が多角的に評価され、活用される仕組みづくりを有機的かつ系統的に行う生涯学習支援システムである。

(事業)

第4条 カレッジは、以下の事業を行う。

- (1) 第7条に定める学習分野における講座の実施に関すること。
- (2) 単位及び称号の認定等、学習成果の評価に関すること。
- (3) 学習成果の活用に関すること。
- (4) その他カレッジの運営に関すること。

(運営)

第5条 カレッジの運営に関して、広く関係者から意見を聞くように努めることとする。

(学長等)

第6条 カレッジを代表する者として、学長を置く。

- 2 学長は、札幌市長とする。
- 3 学長を補佐し、代理する者として、副学長を置く。
- 4 副学長は、札幌市教育長とする。

(学習分野)

第7条 学習分野は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動系 … ボランティア、まちづくり、地域活動その他の社会活動の促進に関する分野
- (2) 産業・ビジネス系 … 職業能力の向上、産業の振興等に関する分野
- (3) 文化・教養系 … 文化、一般教養、スポーツ等に関する分野

(学習コース)

第8条 前条の学習分野に沿って、複数の学習コースを設定する。

- 2 学習コースのなかには、基礎・入門から応用・専門へと、段階的に学ぶことができる講座を含むものとする。

(受講対象者)

第9条 受講対象者は、札幌市内に在住、在学又は在勤の小学生以上の者とする。

なお、講座の内容に応じ、合理的な範囲内で、年齢等による受講対象者を限定することは妨げない。

(講座の修了及び単位の認定)

第 10 条 学長は、原則として、一講座における総時間数の一定割合以上を出席した者を当該講座の修了者として認定し、所定の単位を与えるものとする。

(称号の付与)

第 11 条 学長は、所定の単位を蓄積した受講者に対し、当該受講者の申請により、所定の称号を認定し、付与するものとする。

(市民参加)

第 12 条 カレッジのカリキュラム編成に市民の意見を反映させ、又は市民に講座の企画実施に関わってもらするなど、カレッジにおいて市民参加の促進を図るよう努めるものとする。

(受講料)

第 13 条 カレッジの受講料については、別表 1 に定める。

なお、講座の性質、内容、実施方法、形態等に関わる特別の事情が認められるときは、別表 1 に拠らず、任意に受講料を設定することができる。ただし、この場合、他の講座との均衡を著しく損なうことのないように行うものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、カレッジの運営に必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 4 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 15 年 2 月 3 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 受講料

(単位：円)

回	市民活動系	産業 ビジネス系	回	市民活動系	産業 ビジネス系
1	800	1,600	11	7,800	15,600
2	1,500	3,000	12	8,600	17,200
3	2,100	4,300	13	9,300	18,600
4	3,000	6,000	14	10,000	20,000
5	3,600	7,200	15	10,600	21,200
6	4,300	8,600	16	11,500	23,000
7	5,000	10,000	17	12,100	24,200
8	5,800	11,600	18	12,800	25,600
9	6,500	13,000	19	13,500	27,000
10	7,100	14,200	20	14,300	28,600

回	文化・教養系		回	文化・教養系	
	施設活用系	教養系		施設活用系	教養系
1	700	1,100	11	4,800	7,200
2	1,300	1,900	12	5,000	7,600
3	1,900	2,800	13	5,400	8,200
4	2,400	3,600	14	5,800	8,800
5	3,000	4,500	15	6,200	9,300
6	3,600	5,400	16	6,600	9,900
7	3,800	5,700	17	6,800	10,200
8	4,100	6,100	18	7,100	10,700
9	4,400	6,600	19	7,500	11,300
10	4,600	6,900	20	7,800	11,800

- (1) 1回を2時間とする。
- (2) 総時間数が2時間で割り切れないものについては、四捨五入して、計算する。
 例：総時間数 9時間＝4.5回 ⇒5回に換算
 総時間数 4.5時間＝2.25回 ⇒2回に換算